

## 大阪府・大阪市特別区設置協議会

### 《第1回協議会 議事録》

■日 時：平成25年2月27日(水) 9:00～9:50

■場 所：大阪府議会 第1委員会室

■出席者：浅田均会長、辻淳子副会長、松井一郎委員、橋下徹委員、横倉廉幸委員、  
(名簿順) 今井豊委員、大橋一功委員、東徹委員、清水義人委員、林啓二委員、  
花谷充愉委員、中村哲之助委員、坂井良和委員、大内啓治委員、高山仁委員、  
辻義隆委員、木下吉信委員、柳本顕委員、小林道弘委員、山中智子委員

(事務局)

ただいまから第1回大阪府・大阪市特別区設置協議会を開催させていただきたいと思  
います。事務局の大阪府の山口でございます。どうぞよろしく願いいたします。

本来であれば会長の方で議事進行をしていただくということでございますが、会長選任  
までの間、事務局の方で進行を務めさせていただきたいと思しますので、よろしく願  
いします。

まず最初にお断りを申し上げなければならないんですが、本来であれば委員の先生方、  
お一人お一人ご紹介をさせていただくところがございますが、時間の関係がございまして、  
資料1のほうで委員名簿をつけさせていただいておりますので、それで代えさせていただ  
きたいと思います。失礼をお許してください。

それと、まず定足数の確認ですけれども、全員の委員の先生方ご出席ということで、定  
足数に達しておりますのでご報告申し上げます。

それでは、まず最初に協議会の発足に当たりまして松井知事より一言ご挨拶をさせて  
いただきたいと思いますので、よろしく願いします。

(松井委員)

おはようございます。第1回協議会に当たり代表して一言申し上げます。

本日は府市双方の議会開会中でもあります。非常にお忙しい中にもかかわらず、早朝か  
らご参集をいただきありがとうございます。今後、協議会の運営は会長を中心に進めてい  
くこととなりますが、まずは、その会長を選任し、今後の進め方やスケジュールを確認す  
るために早期の開催をお願いしたところでありまして、どうぞご理解をいただきた  
いと思っております。

これまでも条例設置による大都市制度推進協議会で7回にわたり議論を行い、4つの  
枠組みが確認されたところです。1つは、広域と基礎の役割分担を明確にし、広域機能を一  
元化すること。2つ目といたしまして、大阪市を特別区に再編をし、公選区長、公選区議  
会を設置すること。3つ目としまして、府内市町村についても、広域連携等の規模、体制  
を充実させること。4つ目、最終的には地域主権型道州制として関西州を目指すというこ  
とです。今後、この枠組みに基づいて、この協議会で法に示された協定書の項目をしっか

りと議論し協議を深めていかなければならないと、こう考えております。府市の枠組みにとらわれず、府民、市民にとって大阪がどうあるべきか、大阪にふさわしい制度となるように精力的に議論を積み上げていきたいと考えておりますので、改めてご協力をよろしく申し上げます。

早速ですけれども、会長の選任について、規約第5条により協議会の委員の協議を経て、大阪府知事並びに大阪市長が選任することとしております。選任に関しまして、委員の皆様からのご発言をお願いいたします。

着席をさせていただきます。

(横倉委員)

はい。

(松井委員)

横倉委員。

(横倉委員)

今、お話がありましたように、今まで7回の大都市制度推進協議会で会長をお務めいただいた、また、地方自治、特に地方財政制度とか大都市制度に精通しておられる浅田委員に引き続き会長をお願いしたいと思います。

以上です。

(松井委員)

横倉委員から今、浅田委員に引き続き会長をとというご意見がありました。その他、ご意見ございませんでしょうか。

(全員)

なし。

(松井委員)

それでは、私と市長の方から会長に浅田委員を選任いたします。市長、よろしいでしょうか。

(橋下委員)

もちろん、結構です。

(松井委員)

私と市長の方から浅田委員に会長を選任させていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

(事務局)

それでは、会長に浅田委員が選任されましたので、会長から以後、議事進行をしていただきますので、浅田会長におかれましては席の移動をよろしくお願いします。

(浅田会長)

それでは議事を進行させていただきます。

定足数の件ですが、本協議会、本日は定足数に達しておりますので、会議が成立していることを、まずご報告申し上げます。

次に、協議会規約第5条第6項により会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定する委員が会長の職務を代理するとなっております。この件につき、私の方から職務代理人として辻淳子委員にご就任をお願い申し上げます。ただ、辻淳子委員におかれましては、会議運営につきまして、私のサポート役もお願いしたいと思っておりますので、副会長としてご就任いただきたいと思っております。辻淳子委員、よろしいでしょうか。

それでは副会長に、辻淳子委員にお願いいたしますので、辻副会長におかれましては、席の交代をお願い申し上げます。

(浅田会長)

それでは、協議に先立ちまして、まず会長、副会長として一言ご挨拶を申し上げたいと思っております。

これは、規約の確認にもなると思っておりますが、協議会の担任する事務につきましては、規約の第3条、また、会長につきましては、規約の第5条第3項に書かれております。

繰り返しになりますが、規約第3条第1号は大阪市の区域における特別区設置協定書を作成すること、第2号は、大阪市の区域における特別区の設置に関し必要な協議を行うこととされております。これが本協議会の担任する事務であります。

それから、会長につきましては、第5条第3項に、会長は、協議会を代表し、会務を総理するというふうに記載されております。この規約に従いまして会長としての職責を果たしていきたいと思っておりますので、委員各位におかれましては、協議会の円滑な運営に向けてご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。私からは以上でございます。

続きまして、辻副会長のほうから一言ご挨拶をいただきます。

(辻副会長)

ただいま副会長にご推挙をいただきました辻でございます。微力ながら、浅田会長を補佐してまいりたいと思っております。委員の皆様のご協力を賜りまして、この協議会、円滑に運営が進んでまいりますように務めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

以上です。

(浅田会長)

なお、この協議会につきましては、協議会規約第6条第7項により、会議は公開と定め

ておりますので、傍聴を認めさせていただくとともに、会議の状況につきましてはインターネット配信を行っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、次第に従いまして協議に入らせていただきます。

まず、協議会の進め方及びスケジュールについてですが、知事、市長の方から委員間協議のたたき台として、資料を用意していただいておりますので、説明をお願い申し上げます。

(事務局)

それでは、資料に基づきまして事務局の方から説明をさせていただきます。

まず、説明に先立ちまして、本日配付の資料の確認だけを最初にさせていただきます。

次第の一番下書いておりますが、配付資料については7件と、あと、参考配布資料1件という形になっております。1の大阪府・大阪市特別区設置協議会委員名簿、2の大都市地域における特別区の設置に関する法律、3の大阪府・大阪市特別区設置協議会規約、4の協議会における協議の進め方について(案)、5、協議における協議スケジュール(案)、6、協議会の運営に関する事務的取扱いについて(案)、7、特別区の区割り案について、参考配布資料が、第30次地方制度調査会専門小委員会中間報告となっておりますので、ご確認をいただきたいと思います。もし漏れ等がありましたら事務局の方におっしゃっていただければ配付いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、私の方から、資料4と5に基づきまして協議会の進め方と協議スケジュールについて説明をさせていただきたいと思います。資料4、資料5をお開きいただければと思います。

まず、資料4の協議会における協議の進め方についてでございますが、左のほうに、この協議会の目的と協議項目の確認ということで、改めて記させていただいております。目的につきましては、大都市地域における特別区の設置に関する法律に基づきまして、特別区設置協定書を作成すること。その中身につきましては、協議項目ということで、法律で定められた8項目、規約第4条にも書かせていただいておりますが、この内容をご協議いただくということになっております。具体的には特別区を設置する日、特別区の名称と区域、特別区の設置に伴う財産処分に関する事、特別区の議会の議員の定数、特別区と大阪府の事務分担に関する事、特別区と大阪府の税源配分及び財政調整に関する事、大阪市と大阪府の職員の移管に関する事、前に掲げるもののほか、特別区の設置必要な事項ということで、債務承継でありますとか組織体制、府の名称、再編コスト・効果などの測定、こういうものが想定をされるものとして、記載をさせていただいております。

こういう目的を達成するための協議の進め方ということで、右のほうに移っていただきまして、まず基本的な進め方についてご説明をさせていただきたいと思います。これまでの条例協議会では、区割りでありますとか財政調整でありますとか、それぞれの項目ごとにご協議をいただいたわけですがけれども、今後、この協定書を作るということで、例えば、区割りを決めていこうとすれば、その区割りの下で、具体的にどのような事務分担を行うことができるのか、あるいは財政調整の規模はどうなるのか、税財源はどうするのか、あるいは職員体制をどうしていくのか、こういうことを相互に関連して、ご協議をいただい

て、方向づけをしていただく必要があるというふうに考えまして、我々といたしましては、今回の法定協議会といたしましては、それらの項目を合わせてパッケージとして案をお示ししてご協議をいただいております。

具体的には4つの大まかにいましてステージを設けて協議を進めてはどうかというふうに考えておまして、まず第1ステージといたしましては、制度設計の大もととなります区割り、事務分担。この事務分担というのは、広域と基礎の中で、基礎自治体の間で、大きな論点となる、例えば消防でありますとか都市計画、下水道、こういう大きな論点のあるものについて、まず方向づけのご議論をいただいております。その上で、第2ステージといたしまして、詳細な具体的な事務分担、財源、体制、財産などの案をお示しして、ご議論をいただいております。さらに第3ステージといたしまして、残る議会、区の名前、区役所の位置、府の名前などについてご議論をいただく。そして第4ステージで、上記の協議を踏まえまして、協議会として区割り案の絞り込みを行っていただいた上で、協定書を取りまとめるためのトータルでの制度設計の協議を行っていただいております。

その上で、こういう進め方をしていくということで、協議の仕方ということでございますが、まず、事務局のほうにおきまして知事、市長としての行政案となる事務局案をつくらせていただいて、それを、まず説明をさせていただくと。その上で、事務局と委員間で内容確認などの質疑を行っていただいております。内容確認、質疑の仕方については、内容によって適宜ご検討をいただければというふうに思っております。そして、委員間協議ということで、事務局提出資料を基に、委員間で意見を述べ合っていたりしまして、協議を重ねて、状況に応じて、必要に応じて、事務局または委員から案を追加、あるいは修正してはどうかというふうに考えております。そして、ステージごとの確認ということで、ステージごとに一定の協議会としての方向づけ、方向性を確認していただく、そして最終的には協定書の取りまとめ段階で協議会としての決定をしていただく、このような手順を進めてはどうかというふうに考えております。従いまして、事務局説明から委員間協議までの間は、一定の期間を確保させていただきたい。更に、委員間協議につきましてはステージごとに十分な会議時間を確保してはどうかというふうに考えております。これまでの条例協議会であれば、原則、1回2時間ということで時間設定をしてまいりましたが、複数回で集中審議をするということも検討していただいております。併せて、国との協議が必要になってきますので、その調整状況でありますとか、あるいは住民の皆様からいただいた意見、こういうものについては適宜、協議会に報告をさせていただきたい。さらに住民の皆さんに対しましては、協議会情報の提供に努めさせていただきますとともに、意見をお聞きすることも視野に入れた方法を検討してまいりたいというふうに考えております。

次の資料5で、こういう進め方に基づいたスケジュール案をお示しております。まず、第1ステージということで、本日、第1回協議会を開催していただきましたので、この進め方と、条例協議会でもご報告をさせていただきました区割り、これについてご説明をさせていただきます、おおむね5月中ぐらいまでを第1ステージとして、先ほど言いました区割り、事務分担のご議論をいただいております。なお、区割

りにつきましては、4月上旬で最終的に決めていただければいいのですが、なかなか、そうはならない場合も、具体的に、やっぱり制度設計を進めていくという必要がありますので、どういう案でやるのか、今現在、事務局の方で4案を示させていただいていますが、4案でいいのか、それから増やすのか、あるいは削って、そういう制度設計のシミュレーションをやるのか、そういう方向づけをご議論いただければというふうに考えております。それを踏まえた上で、4月下旬から、先ほど申し上げました大きな論点のある事務分担についてご議論をいただきたいというふうに考えております。なお、協議回数は第4回から第6回ということで3回程度と書いておりますが、これも状況に応じて弾力的に設定をしていただければというふうに思っております。

その上で、第2ステージといたしましては、7月下旬ぐらいをめぐりに、第1ステージで議論をいただいた内容を基に、事務局の方で、まず具体的な事務分担、税源配分、財政調整、職員体制、財産、債務、再編コストと再編効果額等について、パッケージとして案をお示しさせていただきまして、説明を十分させていただいた上で、8月から9月中旬、おおむね府市の9月議会までに集中的にご議論をいただければというふうに考えております。

第3ステージといたしましては、9月議会前半が終えた10月下旬をめぐりに、残る課題であります議会、区議会定数でありますとか区の名称、区役所の位置、あるいは府の名称をどうするのか、こういうものについて事務局案を同様に出させていただきます、2月議会までの11月から2月までに集中的にご議論をいただくということを考えております。その上で、ある程度、協議会として区割り案の絞り込みというのを行っていただきまして、また併せて、住民にも意見をお聞かせいただきながら、26年度前半で協定書取りまとめということで、全体の制度設計につきまして協議会を開催していただき、取りまとめができればというふうに考えております。

以上で、私の方からの説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくご審議をお願いします。

(浅田会長)

以上、基本的な進め方と協議の仕方につきまして、事務局の方から説明してもらいましたが、ただいまの説明に関しまして、何かご意見、ご質問があればお願いいたします。

それから、条例協の時のメンバーと、ほぼ変わっておりません。公明の辻委員を除いて、皆さん、同じメンバーですので、インターネット配信しておりますので、発言されるときは、このマイクに向かってご発言いただきますようよろしくお願い申し上げます。

今の事務局の説明に関しまして、ご質問等ございませんでしょうか。それでは、基本的に了解していただいたということで進めさせていただきます。

はい、清水委員。

(清水委員)

質問というか、意見でもいいですか。

(浅田会長)

はい、どうぞ。

(清水委員)

ただいま、事務局の方から、基本的な進め方、スケジュールの案が示されました。事務局としての今後の事務的な準備等も考えての提案かと思えますけども、実際、私たち委員としての、これからの、この議論を進めていくに当たりまして、具体的な中身についての議論と、それから、この会議の運営、またスケジュールの調整、そうしたことを一緒にこの場でやるというのは、非常に、これまでの推進協の中でも、限られた時間の中で、それを一緒にやってしまうのは非常にしんどいところがありましたので、できたら、協議会のこの進め方、スケジュールの調整等、こういうことにつきましては各会派、府市問わず1名の代表者を出して、事前の、その辺の調整をするというような代表者会のようなものをつくってはどうかと思うんですけども、お諮りしたいと思います。

(浅田会長)

今、清水委員の方から、中身の議論については、この協議会の場で行うけれど、運営のやり方、進め方については代表者会議のようなものをつくって、この協議会とは別のところでやってはどうか、別のところですね、清水委員考えておられるのは、というご提案がありました。ただいまの、清水委員のご提案につきまして、ほかの委員の先生方、何かご意見がございましたら、ご発言願います。

はい、大橋委員。

(大橋委員)

大橋でございます。ただいまのスケジュール感とか、いろいろ事務的なことの見解の交換というのは、いいのかなというふうに思います。しかし、これ、法定協議会でございますので、意思決定というのはハンドリングされたり、リーディングされたりということではなしに、すべて、この協議会がオーソライズするという形の中で、屋上屋にならないようにしていただきたいと、かように思いますので、よろしく願います。

(浅田会長)

先ほど事務局のほうから説明いただきました、この基本的な進め方、協議の仕方につきましては、資料4、5に基づいてやっていくと。ただし、運営に関しましては、各会派から代表者を出して、この場とは別のところでやってはどうかというご意向に賛同のご意見が出ましたが、そういうふうなやり方で進めさせていただいてよろしいですか。

(全員)

異議なし。

(浅田会長)

わかりました、そのようにさせていただきます。具体的には、こちらの方から案を作りまして、それで、ご相談させていただきたいと思います。

それでは、次に、条例協議会の流れも踏まえて、事務局でまとめてもらいました協議会の運営に関する事務的取扱いについてであります。こちらのほうも事務局の方から簡単にご説明をお願い申し上げます。

(事務局)

それでは資料6に基づいて、事務局の方で少し内容を読み上げさせていただきます。

資料6、協議会の運営に関する事務的取扱いについて(案)でございます。

まず、会議の開催場所、会場は原則議会の委員会室とし、府市交互に設定する。2、会議日程の確保、協議スケジュールを踏まえ、平成25年度における年間会議日程を決めておく。3、会議の公開です。協議会の会議については、公開する。傍聴を認め、会議の状況をインターネット配信する。配布資料、会議の議事録は、会議終了後に府市のホームページに掲載する。以上のほか、住民への情報提供、意見聴取に努める。例として、「協議会だより」の発行、出前協議会、住民アンケートなどの検討。4として委員の出席。各委員への協議会開催通知は、開催日確定後、速やかに行う。そして出欠の確認をする。委員の代理出席は認めない。委員が交代する場合は、各会派から府市の議長に新委員の名簿を提出すること。5つ目で意見聴取に関して。必要に応じて有識者等に会議への出席を求め、意見を聴いて議論を深める。6つ目に事務局の説明ということで、テーマに応じて事務局の職員だけでなく、府市の関係部局の職員から説明させることができる。最後に、会議の事前周知として、協議会の開催については、あらかじめ報道機関へ情報提供する。

以上でございます。

(浅田会長)

ただいまの協議会の取扱いにつきまして、各委員の意見を求めたいと思います。

高山委員、いいですか。

(高山委員)

はい。

(浅田会長)

それでは、この方向で進めていくことでよろしいでしょうか。

(全員)

異議なし。

(浅田会長)

はい、ありがとうございました。そうしたら、今の協議会の運営に関する事務的取扱い



につきましては、この方向で進めさせていただきたいと思っております。

今後の協議会日程につきましては事務局の方から調整させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、次に、次第に従いまして、区割りについての協議をさせていただきます。知事、市長の方から委員間協議のたたき台として用意していただいておりますので、資料について説明をお願いいたします。

(事務局)

事務局の大阪市都市制度改革担当理事の東山でございます。私の方から区割り案につきましてご説明をさせていただきます。お手元の資料番号7の1から3まで3種類の説明資料がございます。それに基づきまして順次、ご説明をさせていただきたいと思っております。

まず、資料7の1でございます。特別区の区割り案についてでございますが、これは先日、1月18日に開催させていただきました条例に基づく協議会、第7回においてご説明をさせていただいたものと、おおむね同内容でございます。

めくっていただきまして3ページをご覧くださいと思っております。区割り試案を検討するに当たっての基本的な考え方をお示ししているところでございます。前提といたしまして、ニア・イズ・ベターの視点、また行政的な効率化、最適化の視点、これを基本といたしまして、考慮した主な項目につきまして、人口規模、都市の集積性、地域性、あるいは移動手段でございます。人口規模につきましては、特別区は中核市なみの権限を持つ、また、将来にわたって行政運営の効率化を見据えるとの基本的な考え方の下、方針といたしましては右にございますように、直近の国勢調査の平成22年から25年後の平成47年度時点の将来推計人口を基準といたしまして、1区当たりの基準を30万人ベースとする案と45万人ベースとする案の2パターンを検討いたしました。また、集積性のあり方につきましては、集積性を高めるべきか、あるいは分離して多芯化、多核化を図るべきか、この2つのパターンを検討いたしました。また、行政区同士の結びつき、あるいは住民が身近に移動や交流ができる環境にあるか、こうしたことを検討視点に置く必要があるという考え方の下、過去の大阪市における分区、合区の経過でございますとか、あるいは地下鉄、JR、私鉄の状況を考慮いたしまして、そういったことを総合的に検討し、さらに行政機関、小学校などの配置状況等を総合的に検討いたしまして、4案、7区に分ける案、北区と中央区を分離する、または合体する案、5区で北区、中央区を分離する、または北区、中央区を合体する案の4案を策定したところでございます。

今後、この4案をたたき台といたしまして、それぞれの特徴や課題等につきまして議論を深めていただきますとともに、修正案の必要性につきましてもご議論をいただきたいと思いますというふうに考えております。また、ご議論いただきました区割り案につきましては今後、作成することといたしております現在検討中の事務分担案でございますとか、それを踏まえました財政調整案などとパッケージにいたしまして、制度設計案とした上で、住民の皆様のご意見、ご理解もいただきつつ、案の絞り込みをしまいたいというふうに考えております。

以降、4ページ、5ページ以降、1から4の各試案の区割りの状況、あるいは鉄道網の

体系、あるいは参考資料といたしまして、市民利用施設でございますとか、行政機関、小中学校等の状況、行政区の変遷を以下、ずっと添付させていただいております。この資料は、各試案の全体をまとめておりますが、今回、新たに資料7の2におきまして、それぞれの試案における特別区の姿と現在の24区がどうなるかについてまとめさせていただきました。

それでは、資料7の3、A4横の資料、特別区の区割り案について、各試案の特別区のすがた（基礎データ）のほうを先にご覧いただければというふうに存じます。

1枚めくっていただきまして、上段のページに、各試案の特別区のすがた（基礎データ）ということで、この資料の概要を記載いたしております。4試案につきましては、試案1、試案2が7区への再編、試案3、試案4が5区への再編案でありまして、新たな特別区といたしましては合計24個の特別区のパターンがあることとなります。この資料は、それぞれの特別区が、どのような特徴を持った基礎自治体となるかをイメージしていただきますよう、国勢調査でありますとか大阪市の統計情報など、各種統計データを活用いたしまして、特別区ごとに整理したものでございます。目次でございますように、試案1のA区、都島区、北区、福島区を合わせましたA区から試案4のE区まで24のパターンがあるということでございます。

内容につきましては、その2つ目のポツでございますように、人口、世帯、あるいはまちの状況、市税等収入の状況を大きく3つに分類してございまして、それぞれの項目は記載のとおりでございます。

1枚、2枚めくっていただきまして、6ページでございます。試案1のA区の基礎データでございますが、例えば、まず、合区、分区の歴史といたしまして掲げておりますとともに、地勢的特徴でございますとか、そして、先ほど申し上げました人口、世帯につきましては、人口が平成47年まで30万人前後であること、あるいは高齢者を除く単身世帯が多いこと。それから生活保護率が低いと、こういった人口、世帯の状況、また、中ほどのまちの状況といたしまして、市内有数のターミナルを有するといった状況、それから市税等収入の状況でございますと、事業所、従業者数が集中し、法人の影響が多い、法人住民税、事業所税が高い税収をもたらしている、あるいは固定資産税、都市計画税と高い税収をもたらしているということございまして、一番下の表でございますが、人口1人当たり市税でございますと44万8,000円と、大阪市の平均の23万4,000円の約2倍というような状況になるということをお示ししているところでございます。

以下、それと同じような形で特別区の特徴を24パターン示しておりまして、最後の62ページでございますが、参考までに、今の大阪市全体の状況をお示ししているところでございます。

続きまして、資料の7の2でございます。特別区の区割り案について、行政区別試案の概要と記載のあるものでございます。これは、先ほど申し上げました資料7の3を基に、現行の行政区が各パターンごとにどうなるか、変わっていくかという各試案の概要をまとめたものでございます。

まず、めくっていただきまして、北区から西成区まででございますが、例えば北区でございましたら、試案1、先ほど申し上げました1のAになることで、ここに掲げております

ような北区の状況が変わっていくということ、以下、横に参りまして、それぞれが比較できるような形になっております。

大きな特徴のみの記載ではございますが、こうして横並びに、この4案を見ていただくことで、各案の概要をご理解いただければというふうに考えております。こうした資料を基に今後、ご協議いただき、議論を深めていただければと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。簡単でございますが資料の説明は以上でございます。

(浅田会長)

今の資料の7の1から7の3までにつきましてご説明をいただきましたが、次回以降、具体的な協議、この資料に対する具体的な協議をお願いしたいと思いますので、ただいまの説明につきまして確認されたい点、ご意見、ご質問等がありましたらお願い申し上げます。

花谷委員。

(花谷委員)

異議ありません。

(浅田会長)

代表的なものに関して、資料の読み方といいますか、中身についてご説明をいただきまして、24通り全部、今10分で目を通して質問というのは酷な話ですので、これは次回までにじっくり読み込んでいただくということで、これ自体に関してのご質問等はございませんか。

(山中委員)

すいません、ちょっと会長の声が聞き取れないので。

(木下委員)

はっきりしゃべってください。

(浅田会長)

風邪ひいて、すいません、どうも。補聴器とか用意させていただきます。24通り、ここに今、案を出していただきまして、これを10分間で皆さん方に理解していただくというのは無理だと思いますので、次回までに、じっくり読み込んでいただきまして協議を始めさせていただきたいと思いますが、この作っていただいた資料そのものに対してご質問があればいただきたいという発言をさせていただきました。聞こえますか。

大内委員。

(大内委員)

このデータで、特に交通に関するデータで、地下鉄とかJR、それから私鉄等の記載は

あるんですけども、住民にとって、やっぱり一番身近な交通手段としますとバスなんですよ。だから、やっぱり移動手段としてバスというのは非常に重要でありますので、この大阪市においては26年度以降の素案がありますけれども、できたら、それも1つ、ぜひひとつ参考資料として示してほしいなと思います。

(浅田会長)

事務局のほう、次回の協議会までに、この24通りに関して、バス路線についての資料というのは提出可能ですか。

(事務局)

ちょっと作り方を検討させていただいて対応させていただきます。

(浅田会長)

ほか、いいですか。木下委員、今日は発言はないんですか。

それでは、時間、まだだいぶ余っておりますが、次回の協議会は区割りについて、この24パターンを基にして引き続き協議するというところでよろしくお願い申し上げます。

それでは、そのほか、何かご発言等ありましたら、この機会に挙手にてお願いいたします。

特にないようでございますので、本日の協議会は、これで終わらせていただきたいと思いますのですが、先ほどお話しがありました各会派代表者、どなたになるのか、事務局の方までご報告、事務局の方から聞かせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

木下委員。

(木下委員)

代表者会議云々というのは、どこで、どういう形でされるのか、イメージが全然膨らんでこないんですけど。

(浅田会長)

やり方も含めて、こちらからご提案させていただきたいと思います。

(清水委員)

事務局の方で一遍、案をつくっていただいて、また相談させてください。

(浅田会長)

それでは、本日の協議会はこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。